

東葛市民後見人の会

後見ニュース

第14号 2014年9月

認定NPO法人東葛市民後見人の会
〒278-0037 我孫子市湖北台6-5-2
電話:04-7187-5657

支部 我孫子・柏・流山・野田・松戸・鎌ヶ谷 会員数162名
ホームページ: <http://www5.ocn.ne.jp/~tsk01>
Eメール: info@tsk.igs.or.jp

通常総会ならびに臨時総会を開催

今年度の通常総会を開催しすべての議案が提案通り承認されました。
当会の活動も昨年度の損保ジャパン記念財団のNPO基盤強化助成金等を活用して運営しております。
総会開催時には申請中の独立行政法人 福祉医療機構の助成金が正式日採用されることになり、大きく事業計画並びに予算が修正されることに伴い臨時総会を7月27日に開催しました。
認定NPO法人として、地域社会での新たな事業や既存の事業の拡充・サービス向上を行う費用としてこれらの助成金を有効に活用することを決議しました。



助成金決定 独立行政法人 福祉医療機構について

独立行政法人福祉医療機構は、平成15年10月1日に福祉の増進と医療の普及向上を目的として設立された独立行政法人です。

少子・高齢化が急速に進行する中で、国民一人ひとりが心豊かに安心して暮らすことができる社会を築くためには、社会保障の基盤を揺るぎないものとしていく必要があります。このため、福祉医療の分野では、国及び地方公共団体において、社会福祉施設等の計画的整備、質の高い効率的な医療を提供するための医療制度改革に即した医療提供体制の構築など、社会保障を支える福祉医療の基盤づくりのための施策が進められています。

独立行政法人福祉医療機構は、こうした国の施策と連携し、福祉医療の基盤整備を進めるため、社会福祉施設及び医療施設の整備のための貸付事業、施設の安定経営をバックアップするための経営診断・指導事業、社会福祉を振興するための事業に対する助成事業、社会福祉施設職員などのための退職手当共済事業、障害のある方の生活の安定を図るための心身障害者扶養保険事業、福祉保健医療情報を提供する事業、年金受給者の生活支援のための資金を融資する事業、年金資金運用基金から承継した年金住宅融資等債権の管理・回収業務及び教育資金貸付けあっせん業務など、多岐にわたる事業を展開しています。



当会の活動を多くの皆様に知っていただき、活動を理解頂く為に新たにリーフレットとパンフレットを作成いたしました。

当会では広報活動を通じて情報発信による認知度の向上や信頼ある活動力を高める基盤と考えています。その基盤を支える意味でも新たに作成したパンフレット等を有効に活用してください。

市民後見人養成講座（流山 松戸）

基本コース 9月20(土)、27(土)、10月5(日)
②実践コース上記①に加え10月11(土)、19(日)

時間 9時から17時

場所 流山市中110番地

流山生涯学習センター4階 大会議室C401

流山支部では成年後見制度の相談所の相談業務を受託しました。

流山市は地域福祉活動計画に基づく、相談・支援体制の強化充実を図ることを目的として相談所を開設しました。その相談業務を流山支部が受託しました。

いずれも予約が必要で、相談は無料です。

第2回 26年9月24日(水) 午後1時から3時

第3回 27年1月28日(水) 午後1時から3時

第4回 27年3月25日(水) 午後1時から3時

場所 流山ケアセンター 4階 第2研修所

(松戸支部)

日程

27年1月17日(土) 24日(土) 31日(土)

2月 7日(土)

場所 松戸商工会議所(4階) 中会議室

講演会(我孫子)

自分らしく生きる

一人間の尊厳を守る成年後見制度ー

平成26年11月14日 金曜日

13時30分開演(13時開場)

新井 誠 先生

日本成年後見法学会理事長

前筑波大学法科大学院院長

中央大学教授 弁護士 成年後見法・信託法

の理論面の第一人者 著書 多数

齋藤 修一 先生

品川成年後見センター所長 民事法務協会理事

成年後見制度利用の先進地域・品川の実践的なリーダーと成年後見法や信託法の第一人者によるわかりやすいシンポジウムを行います。

ホームページのリニューアル

当会のホームページのリニューアル作業を進めています。 近日公開予定
お楽しみに！

地域小集会（野田支部）

みんなで支え合う
地域社会を！



”成年後見”ってな～に？

みんなで一緒に考えてみませんか

**日時：平成26年10月26日
(日)**

9:30～11:30

入場 無料

会場：関宿中央公民館

経理部より

年会費納入方法の制度化について

①新入会員の上期入会は規定の通り

下期での入会は半額とします。

(但し年度末まで有効)

②26年度の年会費 は8月に納入のお知らせをお送りしました。27年3月末納入期限です

③27年度年会費は総会時を目途に発送。

④前年度末に未納の総会出席者は、総会時に徴収を励行します。